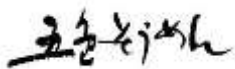


審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 19
不服2022-007474		30	Z (拒絶)	【商標法3条1項3号、3条2項】
< 審決要旨 > (1) 本願商標「五色そうめん」は、辞書やウェブサイトなどでも記載、紹介されているように、伊予の名産でもある「5色に染めわけたそうめん」を指称する語として親しまれている。また、5色に染め分けたそうめんが一般に販売されている実情がある。 (2) そうすると、本願商標は、その指定商品「そうめんの麺」に使用するときには、「5色に染め分けたそうめん」程度の意味合いを認識、理解させるもので、商品の品質（種別、色数）を表示するにすぎない。 (3) < 3条2項 > 請求人商品の販売実績も、古くから長期間にわたる販売実績があるとは考えられるものの、最近の売上高は年間で約5千6百万円程度であり、雑誌広告やテレビCMは愛媛県内を対象にするものが中心であり、我が国の全国的な範囲の一般需要者を前提とした取引市場において、販売実績や広告宣伝実績があったものとは評価し難い。 (4) よって、「五色そうめん」の表示及び請求人商標は、請求人による使用実績を考慮したとしても、自他商品の出所識別標識としての機能を備えるに至っているとはいえない。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 231
不服2023-005755		35	Z (拒絶)	【商標法4条1項6号】
< 審決要旨 > (1) 「JAPAN BRAND」の文字は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であり、かつ、一般に広く知られている著名な標章と判断するのが相当である。 (2) 「JAPAN BRAND」の文字は、経済産業省中小企業庁において、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組を支援し、地域中小企業が海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした補助事業等の総称として2004年から使用されているものであり、かつ、公益事業の名称を表示する語として広く知られている。 (3) そうすると、「JAPAN BRAND」の文字は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であり、かつ、一般に広く知られている著名な標章と判断するのが相当である。 (3) また、本願商標とは「JAPAN BRAND」の文字を共通にする類似商標である。以上によれば、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名な「JAPAN BRAND」と類似の商標であるから、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 1066
異議2024-900033		25	Y (登録維持)	【商標法4条1項7号, 8号, 10号15号】 

<審決要旨>

(1) 申立人の主張及び提出された証拠によれば、申立人は、1980年にシャネルズの一員としてメジャーデビューした歌手及びタレントであり、その芸名は「田代まさし」である。

(2) 申立人の提出の証拠からは、2018年に引用商標を付したTシャツ等が販売され、2024年に、ネット販売されていたことがうかがえるとしても、引用商標それら商品の売上高、シェア等の販売実績及び営業規模、並びに引用商標に係る広告宣伝の費用、方法、回数及び期間等については、その事実を客観的、かつ、具体的に把握することができる証拠が何ら提出されていない。

(3) そのほか、引用商標が、申立人を表示する周知著名な標章として、取引者、需要者の間で広く認識されていたと認めるに足る使用事実は見いだすことができない。そうすると、引用商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、他人（申立人）の業務に係る商品を表示するものとして、取引者、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできず、また、引用商標「MARCY」の文字が、同人の著名な略称であると認めることもできない。

(4) したがって、本件商標は、他人の肖像又は他人の著名な芸名の著名な略称を含むものと認めることはできず、商標法第4条第1項第8号に該当するとはいえない。また、引用商標は、取引者、需要者の間に広く認識されていたとは認めることができないから、4条1項10号、15号にも該当しない。

(5) さらに、本件商標の登録出願及び登録の経緯に著しく社会的相当性を欠くということを認めることはできないから、4条1項7号にも該当しない。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 760
不服2024-009332	菓乃山	30	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 かのやま 香乃山

<審決要旨>

(1) 本願商標は、その構成文字に相応して「カノヤマ」の称呼を生じるというのが自然であり、また構成各語が有する意味合いから、「菓子の山」程の意味合いを想起させるものというものが相当である。

(2) 引用商標は、その構成文字に相応して「カノヤマ」の称呼を生じるものであり、また下段の漢字の各語が有する意味合いから、「香りの山」程の意味合いを想起させるものというものが相当である。

(3) 両商標は、外観上、語頭の「菓」と「香」の文字が相違し、語尾の「乃山」の文字が共通するも、3文字の漢字同士の比較においては、全体から受ける印象が異なり、外観上、明らかに相違する。一方、両商標は、いずれも「カノヤマ」の称呼を共通にするものであるが、観念については、本願商標は「菓子の山」程の、引用商標は「香りの山」程の観念を生じるから、観念において相違するものである。

(4) そうすると、両商標は、称呼を共通にするものであるとしても、外観及び観念において、相紛れるおそれのないものであるから、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。